

令和3年9月期 定例教育委員会・会議録

- ・開催日時 令和3年9月17日（金）
午前10時00分から午前11時35分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 特別会議室
- ・出席者 教 育 長 村 田 明 彦
教育長職務代理者 奥 野 貞 一
委 員 多 田 謙 司
委 員 新 熊 和 彦
委 員 古 山 美 穂
- ・説明者 教育次長 森 井 克 則
学校教育室長 東 浩 朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総合管理室長 淋 信 行
学校教育室理事兼
食育・給食課長兼
学校給食センター所長 金 森 淳
市長公室理事こども未来室長 田 中 安 紀
こども課長 松 村 好 章
学校教育課長 小 林 弘 典
社会教育課長 寺 元 正 治
スポーツ振興課長 梁 川 泰 延
文化財課長 吉 澤 則 男
世界遺産課参事 伊 藤 聖 浩
- ・事務局 教育総務課長 木 村 弘 子
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

- 日程第 3 議案第 22 号
令和 3 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について
- 日程第 4 議案第 23 号
羽曳野市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園
に関する基準の制定について
- 日程第 5 報告第 7 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 6 報告第 8 号
新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う臨時休業
について
- 日程第 7 報告第 9 号
地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告
について
- 日程第 8 報告第 10 号
令和 3 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 8 号）
（教育委員会関係）（案）について
- 日程第 9 その他
・令和 4 年度羽曳野市立教育施設等園児募集に係る新たに
設置する幼保連携型認定こども園の運営（案）について
・「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産シンポジウムについて
・令和 3 年 9 月 1 日付け人事異動について
・日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、古山委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 8 月 27 日に、大阪府都市教育長協議会定例会が行われました。
- (2) 9 月 1 日に、臨時校長会、定例園長会を行いました。
- (3) 9 月 2 日に、令和 3 年度市町村教育委員会オンライン協議会が開催されました。
- (4) 9 月 3 日に、定例校長会を行いました。
- (5) 9 月 7 日に、定例教頭会を行いました。
- (6) 9 月 9 日に、防火ポスターの選考会が行われました。

日程第 3 議案第 22 号

令和 3 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について

●教育総務課長より、資料に基づき、令和 3 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

羽曳野市教育委員会表彰は、羽曳野市教育委員会表彰規程により、表彰するものであり、表彰の区分としては、学校教育活動功労者、社会教育活動功労者、社会体育活動功労者、クラブ活動優良者、善行者、教育長特別表彰の各表彰がございます。教育委員会事務局の各所属、学校園より推薦のありました、個人、団体について、表彰審査会を開催し、審議させていただきました。

その結果、教育委員会表彰候補者については、別添の総括表に記載のとおりとなっております。

羽曳野市教育委員会表彰規程第 1 条の規定に基づく「学校教育活動功労者表彰対

象者」は9名です。長期にわたり本市立学校園に対し、児童の通学の見守りをしていただいた地域協力者となります。

次に、表彰規程第2条の規定に基づき、近畿中学校総合体育大会または全国中学校体育大会に出場し、クラブ活動の振興に貢献した者として「クラブ活動優良者表彰対象者」は6名です。

次に、表彰規程第3条の規定に基づき、体育等の活動において特に優秀な功績をあげたもの、委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあったものとして、「教育長特別表彰対象者」は8名になります。

今回、「社会教育活動功労者」、「社会体育活動功労者」、「善行者表彰」、については該当者はありませんでした。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第23号

羽曳野市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園に関する
基準の制定について

●教育次長より、資料に基づき、羽曳野市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園に関する基準の制定について説明があり、承認を求めました。

《教育次長》

羽曳野市立幼稚園については、少子化による就学前児童人口の減少や、保護者の就労形態の多様化などによる長時間保育の需要拡大などの影響を受け、園児数が激減しています。

そして、園児数の減少は、幼児教育において、同年齢のなかで自立心を養い、切磋琢磨しながら成長するための適正規模の集団が確保できないという課題を生んでいます。

本市では、平成30年度に策定した「幼児教育・保育のあり方に関する基本方針」の中で、今後の就学前教育・保育に関して、少人数施設の統合や認定こども園化などによる集団教育の確保について一定の方向性を示しているところですが、今回、園児募集の停止、休園及び閉園等について必要な基準を定め、手続きの明確化を図ろうとするものです。

基準（案）において、第2条では園児募集の停止基準を、第3条では休園及び

閉園基準について記載しています。なお、決裁の日をもって、施行日とします。

《多田委員》

現在、園児数の少ない園は何園ぐらいありますか。

《教育次長》

1 学年がひと桁の園は 4 園あります。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 5 報告第 7 号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課長より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの 3 件になります。

1 件目は、専決日、令和 3 年 9 月 14 日、団体名は「羽曳野市少年軟式野球連盟」です。2 件目は、専決日、令和 3 年 9 月 14 日、団体名は「羽曳野市ゲートボール協会」です。3 件目は、専決日、令和 3 年 9 月 15 日、団体名は「大阪府放送・視聴覚教育研究会」です。

3 件とも、後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《各委員意見・質問なし》

日程第 6 報告第 8 号

新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う臨時休業について

- 学校教育室長より、新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う臨時休業について説明と報告がありました。

《学校教育室長》

令和 3 年 8 月 27 日（金）、河原城中学校に在籍する女子生徒について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。

また、8 月 30 日（月）、濃厚接触者とされる女子生徒 1 名の陽性が判明しまし

た。そのため、当該校について8月30日（月）から9月1日（水）の3日間を臨時休業としました。

また、9月1日（水）16時現在、8月27日陽性判明の女子生徒の濃厚接触者3名のPCR検査の結果が判明せず、8月30日陽性判明の女子生徒にかかる保健所の疫学調査が実施されていないことから、翌9月2日（木）から9月3日（金）の2日間も臨時休業としました。

《各委員意見・質問なし》

日程第7 報告第9号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

●スポーツ振興課長及び文化財課長より、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について説明と報告がありました。

《スポーツ振興課長》【スポーツ振興課】

10月議会において報告する事案について説明いたします。

令和3年6月9日午後7時頃、羽曳野市立陵南の森運動広場において、野球を行っていた者のボールが、当該広場のフェンスを越え、隣接する相手方住宅の車庫に駐車されていた車両に接触したことにより、これを損傷させたものですが、当該行為者を特定できないことから、施設管理者である本市が相手方に対し損害を賠償しました。

この件で、市は相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金（261,151円）を支払い、相手方は本市に対しその余の請求権を放棄することで和解しました。

この件については、市が加入している賠償責任保険にて対応しております。

《文化財課長》【文化財課】

令和3年4月23日午後3時頃、翠鳥園遺跡公園ガイダンス施設内の屋根を覆う植栽用の土砂が風により飛散し、当該公園に隣接する駐車場に駐車していた相手方所有の自動車の屋根に落下したことにより、これを損傷させたものです。

この件で、市は相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金（150,000円）を支払い、相手方は本市に対しその余の請求権を放棄することで和解しました。

これについても、市が加入している賠償責任保険にて対応しております。

《古山委員》

こういうことがあって市が入っている保険で対応していることについて、市民へ

広報した方がいいのではないですか。

《教育長》

議会で報告をしています。

日程第8 報告第10号

令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係)
(案)について

●学校教育課長、学校教育室理事、社会教育課長及びこども課長より資料に基づき令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係)(案)について説明と報告がありました。

《学校教育課長》【学校教育課】

歳入の市町村医療的ケア等実施体制サポート事業(体制整備推進事業)補助金について説明します。これは、大阪府の補助金で、「実施体制補助」、「外部人材活用補助」、「市町村通学支援補助」の3つの補助事業項目があり、本市では今年度、現体制で活用が可能である外部人材活用補助と市町村通学支援補助の2項目について補助金の申請をしました。

外部人材活用補助は、作業療法士等を活用した医療的ケア児等の校内指導体制及び自立活動の指導を充実させる市町村に対し、外部人材の配置に係る人件費の1/2の補助がされるものです。

本市としては肢体不自由児療育センター校として西浦小学校に作業療法士を配置しているところであり、その人件費について当該補助金を申請しました。

次に、市町村通学支援補助についてですが、医療的ケア等の必要な児童生徒のために通学支援を行う市町村に、その経費について1/2の補助がされるものです。本市では、西浦小学校で肢体不自由のある児童に対し、通学バスを運行しており、その経費について補助金を申請しました。

以上、2項目の補助金について、交付決定がされたことから今回補正予算をあげることとしましたので報告いたします。

歳出の1点目、「システム改修委託料」についてですが、学校図書館で現在使用している大阪屋マーク(バーコードでの本の管理)が、事業撤退により令和3年12月で利用停止になるため、TRCマークに変更することになりました。

そのため、図書館システムをTRCマークに対応できるように、業者に設計・構築等の作業を委託するものです。システムエンジニアの作業費用として、別紙のとおり1,617千円を補正予算として計上しております。

歳出の2点目、「学習アプリ利用料」についてですが、児童生徒一人に一台整備

したタブレット端末に、「個別最適な学びの実現」等を目的とした学習アプリを導入することで、授業と家庭学習を効果的に連携させるものです。

一定期間、年度をまたいで同一のものを使用し、同一の学習環境を確保するため、また、令和4年4月よりのスムーズな利用を開始できるようにするため、令和3年度より8年度までの債務負担行為を必要とします。なお、業者選定にあたってはプロポーザルを実施予定です。

《学校教育室理事》【食育・給食課】

中学校給食について、今年度当初計上していました予算より、中学校全員給食に向け検討をすすめるため、その基礎調査として、「中学校給食実施方式の検討のための支援業務委託」を発注する予定でした。

具体的には、本市で中学校全員給食を実施する場合において、自校方式、親子・兄弟方式、センター方式、民間委託といった各実施方式の、立地的条件や事業費等、比較・検討のための支援業務です。

市の8月の入札案件として改札しましたが、応札がなく中止となりました。

本業務の仕様では約5か月の契約期間を見込んでおり、改めて、入札にかけるにしてもスケジュールでは10月以降となり、順調に、応札、契約に至ったとしても、業務が年度内に完了できない見込みとなりました。

以上、財政担当課とも協議し、改めて、債務負担行為として補正予算計上するものです。限度額は現予算の同額の、5,000千円です。

なお、今後のスケジュール（案）ですが、令和4年度以降、検討委員会を設置するなど、本基礎調査結果等を基にしてすすめてまいりたいと考えています。

《社会教育課長》【社会教育課】

歳出予算については、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するため、これまで購入してきたマスクや消毒液に加え、サーキュレーターや二酸化炭素測定装置などを購入するための予算です。

歳入予算については、歳出の補正予算に係る子ども・子育て支援交付金の国庫・府費補助金の追加分です。

《こども課長》【こども課】

歳出予算、新型コロナウイルスの感染症対策物品購入等について説明いたします。地域子ども・子育て支援事業（預かり保育事業）について、当初は、国の子ども・子育て支援交付金の活用を考慮せず、令和3年度の当初予算の計上をしていませんでした。その理由として、令和2年度に備品等を購入し、施設の感染対策を行いました。しかし、令和3年4月より新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が繰り返し国から発出され、保育施設等で保育を継続的に実施する

ためには、より一層感染対策の徹底が必要となり、職員が施設や日常生活においても感染対策の徹底を図るために保健衛生物品等の購入のため、補正予算として計上するものです。それに伴い、歳入として、子ども・子育て支援交付金を計上しております。

続きまして、埴生幼稚園保育室等増築事業についてですが、現在、5歳児は、遊戯室の一部を保育室として使用しています。予算計上理由としては、3歳児保育がはじまった当初は園児数も少なかったが、園児数の増加に伴い、保育のあり方について再検討したところ、新たに保育室を増築し、保育室の確保とともに、遊戯室を本来のあるべき形態に戻すことが最善策と判断したため、実施設計委託料の債務負担行為として補正予算計上するものです。

《各委員意見・質問なし》

日程第9 その他

- (1) こども課長より、令和4年度羽曳野市立教育施設等園児募集に係る新たに設置する幼保連携型認定こども園の運営（案）について、利用定員、預かり保育の概要及び給食提供等に関する説明がありました。
- (2) 世界遺産課参事より、「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産シンポジウムの開催について説明がありました。
- (3) 学校教育課長より、羽曳野市立幼小中・義務教育学校において緊急事態宣言中に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の臨時休業について説明がありました。
- (4) 事務局より、令和3年9月1日付け人事異動について報告がありました。
- (5) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の10月定例教育委員会議を、10月21日（木）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前11時35分